

〔事案 2025-4〕 損害賠償請求

・令和 8 年 5 月 20 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

代理店の募集人の虚偽の説明を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

代理店①を通じて平成 28 年 6 月から令和 2 年 11 月の間に契約した 9 件の養老保険と、代理店②を通じて令和 3 年 11 月に契約した 7 件の養老保険について、以下の理由により、代理店の募集人から説明された書面（以下、本書面）に記載された税金と、実際に支払うこととなった税金の差額等の損害を賠償してほしい。または、契約を無効として、既払込保険料と受領済みの保険金額との差額を支払ってほしい。

- (1)代理店①の募集人から、各契約の支払保険料の 50%が福利厚生費となり、満期受取金は個人で受け取れ、一時所得扱いになると、本書面を用いて説明されたが、実際は税務調査により、福利厚生とは認められず給与あるいは賞与扱いになると指摘され、令和元年分については修正申告に応じ、令和 2 年分以降はこれから対応することとなった。
- (2)保険会社の募集人も代理店②の募集人も、同族会社の役員のみ契約であることを知りつつ、福利厚生費での経理処理で問題があるとの指摘はしなかった。
- (3)代理店①の募集人は契約当時から、手数料を得るために、「満期保険金を個人で受け取った場合は更新ができず終了する」と虚偽の説明をした。これにより当社は、既契約を払済にして新契約に入り直す等、何度も不必要な契約の入り直しをさせられて返戻率の低下等の損害を被った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本書面を用いて募集が行われたことについては、代理店①の募集人と長期間連絡が取れないことや、代理店①が業務停止したことから、募集当時の状況の確認ができない。なお、本書面は当社の社員が作成したものではない。
- (2)7 件の養老保険につき、代理店②の募集人によれば、募集時に契約書類に書かれている以外の税務処理に関する話はしておらず、申立人代表者から「今加入している商品が販売停止になるため、新たに加入しておきたい」と申し出を受けたため、既契約と同商品を販売したが、その際に既契約の更新の希望はなかったとのことである。また、申立人は意向確認書を提出している。このため、「必要のない再契約を何度もさせられた」事実はない。
- (3)申立人は、契約時に支払保険料の税務取扱に関する書類を確認し、署名・押印しているが、この書類に記載のとおり、税務に関する事項は申立人において確認する事項となる。また、申立人が受領した重要事項説明書には払済保険に変更し新たな契約をする場合の不利益事項が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を確認するため、申立人代表者、代理店②の募集人および保険会社募集人に対して事情聴取を行った。

なお、代理店①の募集人への事情聴取も検討したが、同募集人がすでに退職しており、協力を得られなかったため、実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下等の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人は、請求の基礎として代理店①の募集人による説明を問題にしており、本書面の作成者が代理店①の募集人であるか否かは、申立人の主張を根拠付けるうえで重要な事実であるため、代理店①の募集人の事情聴取は不可欠と言えるが、実施できなかった。
- (2) 各契約につき税務上有利な結果が期待できるスキームを代理店①の募集人に案内されて、それを前提に契約を行ったものとされているが、この案内が適切なものであったか否かについては、国税庁の通達や当時の税務上の慣行に照らして、税務上の専門的知見に基づく判断が必要となるが、当審査会ではそのような判断を行うことが困難である。
- (3) 最終的に申立人が被った損害の額について、申立人にも容易に算定できない状況である上、当裁定審査会においても提出された資料のみでは判断が困難である。
- (4) 申立人およびこれと代表者を同じくする他社が本件および本件と同様のトラブルにより納税することとなった金額は、相当に高額の請求案件である可能性があり、多数の契約が問題となっていることを考えあわせても、本件はより一層慎重な審理が求められると考えられる。